

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和元年7月12日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	れいんぼう川崎
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援に関すること。 ・ 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 ・ 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。 ・ 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に関すること。 ・ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業 ・ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。 ・ れいんぼう川崎診療所の管理運営に関すること。 ・ 在宅の重度の身体障害者及びその介護者に対する訪問による機能訓練及び介護方法の指導、健康指導、その他の便宜の供与に関すること。（「在宅リハビリテーションサービス」） ・ その他の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持管理に関すること。 ・ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
指定管理者	<p>名称：社会福祉法人 川崎社会福祉事業団</p> <p>代表者：理事長 成田 哲夫</p> <p>住所：高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829</p>
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（電話：044-200-2654）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度の身体障害者の日中及び夜間における日常生活上の支援を行うとともに、地域で生活する障害当事者一人ひとりに対し、必要な生活基盤の中で人生を自分らしく生きていくために、自己決定を行うことができるよう支援を提供した。 ● 平成29年度より「利用者の会（虹の会）」を発足し、地域で暮らす障害者同士、またその家族が交流できる機会を設け、障害当事者が地域生活を送る上での悩みや迷いを共有することができる地域ネットワークを構築した。 ● ボッチャ普及事業に取組み、機能障害がより重度でも参加できるよう独自ルールにアレンジした「みんなのボッチャ」としてつくりあげた。地域のイベント等で活動拠点を増やししながら、障害者スポーツを通じた地域づくりに貢献した。 ● 重度障害者への支援において先駆的な取組みを行う施設として、多くの外部研修への講師派遣や、高次脳機能障害や福祉用具をテーマとした研修を開催する等、専門的な知識・技術普及に継続して取り組んだ。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年度は2名の入所者について、前年度からすすめていた特養への移行を実現させた。他施設や地域生活への移行に向けて、本人の意向に重きを置きながら、情報収集や家族との連携等、段階ごとの支援に取り組んだ。 ● 総合相談事業については、多種多様な相談内容をワンストップで受け止め、ご本人の意思決定の視点を大切にしながらその背後にあるニーズも把握するよう対応した。また他の専門機関を含めた関係機関と連携し、切れ目のない支援に繋がった。 ● 在宅リハビリテーション事業については、地域で生活する障害者がより高い質の生

		<p>活を送ることを目的に、地域リハビリテーションの理念に基づいて事業を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自立訓練事業については、ソーシャルワーカーを中心とした多職種で連携しながら、本人が主体的に訓練に取り組めるように、できるだけ生活の現場で実施することを重視するとともに、その先の人生を自己決定して、日常生活が再構築できるよう支援した。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<ul style="list-style-type: none"> ●事故を未然に防ぐ観点から、危険の予知と手順を盛り込んだケアマニュアルを作成し、それに基づいて支援を行った。また、事故防止検討委員会を月1回開催し、関係職員への周知や指示を徹底している。 ●災害時における要援護者の避難場所として、市と二次避難所協定を締結している。 ●年2回の避難訓練（昼夜想定・夜間想定）を実施し、利用者・職員の防災意識向上を図った。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害の重度化等に加えて、障害者福祉に関して先駆的な役割を担ってきた施設であることから、今後もより高度で適正な支援、及び他機関との協働による専門的な研究の推進などの取組が求められている。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																								
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年度終了後に事業報告書の提出を求め、その際に運営状況の確認を行っている。また、ヒアリングや3か月ごとのモニタリング報告書により履行状況を確認し、事業の実施状況の把握を行うとともに、運営法人が適正に業務を行っているか緊密に連絡を取っている。 																								
2	制度活用による効果はあったか。	<p>（サービスの向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各事業において、ほぼ定員以上の利用者を受け入れており、それぞれ高い利用率が安定して続いている。 ●平成29年度には、特養への移行者を2名出すことができた。 <p>【利用者数等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所・生活介護 （定員60名） （年度未入所者）</td> <td>59</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>短期入所 （定員10名） （延利用者数）</td> <td>2,858</td> <td>3,048</td> <td>2,939</td> </tr> <tr> <td>自立訓練 （定員20名） （契約者数）</td> <td>43</td> <td>34</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>在宅リハ （訪問件数）</td> <td>537</td> <td>464</td> <td>516</td> </tr> <tr> <td>診療所（延件数）</td> <td>1,414</td> <td>1,540</td> <td>1,756</td> </tr> </tbody> </table> <p>（経費の節減）</p> <p>安定した給付費などの収入により、経営状態は概ね良好な状態となっている。</p>		H28	H29	H30	施設入所・生活介護 （定員60名） （年度未入所者）	59	60	60	短期入所 （定員10名） （延利用者数）	2,858	3,048	2,939	自立訓練 （定員20名） （契約者数）	43	34	33	在宅リハ （訪問件数）	537	464	516	診療所（延件数）	1,414	1,540	1,756
	H28	H29	H30																							
施設入所・生活介護 （定員60名） （年度未入所者）	59	60	60																							
短期入所 （定員10名） （延利用者数）	2,858	3,048	2,939																							
自立訓練 （定員20名） （契約者数）	43	34	33																							
在宅リハ （訪問件数）	537	464	516																							
診療所（延件数）	1,414	1,540	1,756																							

		【収支状況】			(単位：千円)
		H28年度	H29年度	H30年度	
		収入合計	719,129	681,703	764,637
		給付費	511,757	469,591	508,251
		指定管理委託料	122,911	122,911	122,911
		その他	84,461	89,201	133,474
		支出合計	719,129	683,538	769,832
		人件費	436,974	445,918	458,282
		事務費	61,208	66,920	64,304
		事業費	62,112	63,170	67,933
		その他	158,835	107,529	179,312
		収支差額	0	▲1,834	▲5,194
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<ul style="list-style-type: none"> ●事故を未然に防ぐ観点から、ケアマニュアルの作成やその他取組により、事故防止に努めているが、業務の実施方法を見直すなど、今後も事故件数の減少に向けた取組を進めていく必要がある。 			
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合支援法に基づき提供する各業務については、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、効果的なサービスの提供ができるよう、譲渡による民設化を図る。 ●在宅リハビリテーションサービスについては、地域リハビリテーションの枠組みにおける専門的支援を提供する施設として、引き続き、機能の継続について検討する。 			

4. 今後の事業運営方針について

<ul style="list-style-type: none"> ●民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、<u>長期的な視点に立った施設運営や、施設運営法人の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更、計画的かつ迅速な施設設備の更新、利用者・家族・関係機関との継続した関係性の構築を可能とし、より安定的、効果的にサービス提供できるよう、民設によるサービス提供に移行することとし、(有償)譲渡とする方向である。</u> ●また、在宅リハビリテーションサービスについては、地域リハビリテーションの枠組みにおける専門的支援を提供する施設として、引き続き、機能の継続について検討していく。
